

市第 125 号議案

横浜市公告式条例の一部改正

横浜市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市公告式条例の一部を改正する条例

横浜市公告式条例（昭和25年 8 月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び市所属公署」を「、区役所等」に、「かえる」を「代える」に改める。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

（市長の定める規則の公布）

第 3 条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規則について準用する。

（市長の定める規程の公表）

第 4 条 第 2 条第 2 項及び前条第 1 項の規定は、市長の定める規程（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第 5 条 第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定は、市の機関（市長を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

第 6 条を削る。

第 7 条中「規則又は市の機関の定める規則若しくは規程」を「市長又は市の機関の定める規則又は規程で公表を要するもの」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「条例施行」を「条例の施行」に改め、同条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

規則の公布の方法等を見直すことにより事務の効率化を図る等のため、横浜市公告式条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公告式条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（条例の公布）

第 2 条 （第 1 項省略）

- 2 条例の公布は、横浜市報に登載してこれを行う。ただし、天災
地変その他緊急の必要により横浜市報に登載して公布することが
できないときは、市役所、区役所等
及び市所属公署
の掲示場に掲示してこれ
に代える
かえることができる。

（市長の定める規則の公布）

（施行期間の特例）

- 第 3 条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の
条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行
前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。
する。但し、条例に特別の定があるときは、この限りでない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規則について準用する。

（市長の定める規程の公表）

（規則に関する準用）

- 第 4 条 第 2 条第 2 項及び前条第 1 項の規定は、市長の定める規程
前 2 条の規定は、規則にこれを準用する。

（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

（規程の公表）

- 第 5 条 第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定は、市の機関（市長
規則を除く外、市長の定める規程を公表しようとするとき
を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するもの
は、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさ
について準用する。この場合において、同項中「市長名」とある
なければならぬ。

のは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

- 2 第 2 条第 2 項及び第 3 条の規定は、前項の規程にこれを準用す
る。

（その他の規則及び規程の公表）

- 第 6 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、市会の会議規則、傍聴人取締

規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。但し、第 2 条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 5 条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、同条第 1 項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(規則又は規程の施行期日)

第 6 条 市長又は市の機関の定める規則又は規程で公表を要するも
第 7 条 規則又は市の機関の定める規則若しくは規程
のは、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
第 8 条 条例施行